

令和 6 年度 大阪市社会福祉審議会総会 会議録

1 開催日時 令和 7 年 1 月 1 0 日（金） 午後 2 時～午後 3 時 30 分

2 開催場所 大阪市役所 7 階 市会第 6 委員会室

3 出席委員 22 名

（来庁）石田委員、岡田委員、川端委員、岸本委員、北委員、小池委員、小山委員

近藤委員、白澤委員、竹下委員、手嶋委員、寺田委員、永岡委員

早瀬委員、藤井委員、宮川委員、森野委員

（Web）神部委員、小嶋委員、佐田委員、所委員、三田委員

※五十音順

※Web 出席委員について、映像と音声により委員本人の確認を行った。

事務局（明日福祉局総務部経理・企画課長代理）

お待たせいたしました。

ただ今より令和 6 年度大阪市社会福祉審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方につきましては、公私何かとお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

わたくしは、本日の司会を務めさせていただきます、福祉局総務部経理・企画課長代理の阿部でございます。

本日は午後 3 時半までの予定として会議を開催してまいります。

限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願い致します。

まずは、本日の審議会の運営についてご説明させていただきます。

本審議会ではウェブ環境を併用し、開催いたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本審議会は公開対象となっており、後日、議事要旨とともに議事録を作成しホームページに公開する予定でございますので、事務局にて録音及び Teams 画面の録画、および会場の様子の撮影をさせていただきます。

そのため、ご発言の際には、まず最初にお名前をお願いいたします。

なお、個人または法人に関する情報などを審議する場合には、委員長におはかりし、非公開

とする場合もございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆さまのご紹介をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、令和6年12月1日より新たな任期でご就任いただいたところでございます。

最初の総会ですので、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、会場にお越しの皆さまを、お席の順にご紹介致します。（会場の委員の紹介）

続きまして、ウェブでご参加の皆さまをご紹介します。同時に、ご本人確認と映像及び音声に問題がないかの確認もさせていただきます。

委員の皆さまのお名前をお呼びしますので、マイクをオンにして、お返事いただければと思います。（ウェブ出席の委員の紹介）※音声、映像で本人確認

本日ウェブでご参加されております委員の皆さまにつきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いいたします。

またご発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただき、委員長からのご指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにしてお待ちいただきますようお願いいたします。

（欠席委員の報告）

本日は、委員総数29名の過半数を超える22名の皆様にご出席をいただいております。

大阪市社会福祉審議会条例第5条第3項により、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日出席しております、本市の関係職員につきましては、配付資料の名簿をご覧ください。

「参考資料1」となっております。

それでは、開会に当たりまして、坂田福祉局長からご挨拶申し上げます。

坂田福祉局長挨拶

皆様、改めまして新年明けましておめでとうございます。

福祉局長の坂田でございます。

本日は、新年早々の公私なにかとお忙しい中、また、本当にたいへんお寒い中、審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、大阪市政各般にわたりまして、とりわけ福祉行政に関しまして、ご尽力、ご理解、ご協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

ありがとうございます。

当審議会は、本市の社会福祉に関する様々な事案につきまして調査、それから審査、審議を行っていただく審議会といたしまして、昭和42年に設立させていただいております。

福祉分野をはじめ、各分野で専門的な研究活動に取り組んでいただいております有識者の皆様方、それからあるいは各種団体で実践的な活動をされております皆様方、それから市会議員の先生方、幅広い分野の方々に委員としてご参画いただき、貴重なご提言、ご意見を賜っているところでございます。

この審議会の委員の任期は3年となっております、先ほどもありましたが、去る12月1日に一斉改正を行わせていただきました。

ご就任いただきました委員の皆様方、これから何かと福祉行政の推進にご尽力賜ることになりますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

さて、現在の福祉を取り巻く課題ということでございますが、地域の福祉の分野では、社会的なつながりの希薄化、それから担い手の不足、そういうことが挙げられると思います。

また、高齢者の分野では、団塊の世代が全て75歳以上になり85歳以上となって後期高齢となる2025年、もう2025年に入りましたが、高齢者が生き生きと暮らし続けられる町づくりに向け、健康寿命の延伸についてしっかりと考えていかないといけないというふうに思っております。

障がい分野につきましては、昨年4月に改正障害者差別解消法が施行されまして、全ての事業者が合理的配慮の提供の義務ということが、課されるようになったところでございます。

今後、専門分科会等におきまして、これらの状況を織り込みながら現計画の進捗の確認、また次の計画の策定に向けて、皆様方にご議論いただくことになると思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、改選後初めての審議会ということでございますので、このあと、委員長それから委

員長代理の選出、それから各委員の皆様方にご所属いただく専門分科会それから部会について決定いただきたいと考えております。

また、今年度から計画が始まっております地域福祉・高齢・障がいといった、私どものいわゆる三福祉計画、そこにつきましてもご説明をさせていただきたいと思っております。

このほか、大阪市こども計画の策定、それから介護予防施策の今後の方向性、それから大阪市手話に関する施策の推進方針の改定、そういうものにつきましてご説明をさせていただきます。

私ども福祉局では誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることができる社会の実現ということをめざしております。

この三福祉計画等に基づき施策を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方のお力添えを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

本日は限られた時間ではございますが、皆様方からの忌憚のないご意見をいただきますことをお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（明日福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは、本日の資料につきまして、会場参加の皆様におかれましては、2枚目の配布資料の一覧のとおりとなっております。

ウェブ参加の皆様にはおかれましては、事前に送付しております資料をご覧くださいようお願いいたします。

すべて揃っておりますでしょうか？

もし不足等がございましたら、事務局までお申し付けいただきますようお願いいたします。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

それでは、事務局より、「審議事項（１）委員長の選任について」をご説明いたします。

本日は、委員の皆様の新しい任期が始まりまして、最初に開催される総会でございます。

社会福祉法第10条の規程により、委員長は委員の互選で選出することとされておりますが、いかがいたしましょうか？

事務局案としましては、これまで委員長を白澤委員にお願いしてきたところであり、引き続き白澤委員にお願いするということでいかがでしょうか？

「異議なし」

よろしいでしょうか？

ウェブでご参加の皆様もよろしいでしょうか？

「異議なし」

はい、ありがとうございます。

それでは、白澤委員に委員長をお願いしたいと思います。

まずは白澤委員長から、ご挨拶をお願いいたします。

白澤委員長

皆さん、改めましておめでとうございます。

ただ今委員長にご指名いただきました白澤でございます。

昨年度、社会福祉審議会では先ほど局長からのお話にもございました三つの計画が出来て、この4月からがスタートしました。

そう意味では社会福祉審議会としては進行状況を管理していくような要素も含めながら計画が円滑に進むというそういうような時期かと思います。

ただ、前回の審議会でも議論になった訳ですが、そういう、様々な計画をどう一体的に整合性のある形で進めていくのか、本日はこどもの計画も作られる、こういう状況でございますから、そういう大阪市全体の中の計画が整合性のある形で展開をし、そのことがおそらく地域共生社会の実現に向かっていくひとつの方向かと思います。

そういうことで、委員の皆さん方には忌憚のないご意見をいただき大阪市の福祉行政がさらに進んでいくという形でお話しいただければ大変ありがたいと思います。

ということで、どうか宜しくお願いします。

事務局（明日福祉局総務部経理・企画課長代理）

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきまして、白澤委員長をお願いしたいと存じます。

白澤委員長、よろしく願いいたします。

白澤委員長

それでは、「審議事項 委員長代理の指名について」でございます。

委員長代理は、社会福祉審議会条例第4条により、委員長が指名するということになってお

りますので、私から委員長代理を指名させていただくことといたします。

委員長代理には、前回もお願いをしております岡田委員にお願いしたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか？

「異議なし」（拍手）

ありがとうございます。

それでは、岡田委員長代理から、一言ご挨拶をお願いいたします。

岡田委員長代理

ただ今、白澤委員長よりご指名を賜りました、あらためまして岡田でございます。

白澤委員長のもと、補佐役といたしまして適切に委員会運営していきたいと思いますので、皆さんのご協力のほどお願い申し上げ、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただき、よろしくをお願いいたします。

白澤委員長

どうもありがとうございます。

どうかよろしくお願いします。

それでは続きまして「審議事項（２）」、委員の皆さんにお願いします「専門分科会・部会の所属について」でございます。

社会福祉審議会では、専門分科会及び部会を設けており、この総会以外は、専門分科会及び部会へ所属していただく方もいらっしゃいます。

事務局からそれぞれの会の位置づけについて説明のうえ、委員の所属についてご提案をお願いしたいと思います。

事務局（明日福祉局総務部経理・企画課長代理）

それでは、専門分科会及び部会の位置づけにつきまして、簡単に事務局のほうからご説明いたします。

お手元の「資料１－１ 社会福祉審議会 専門分科会及び部会の設置状況」をご覧ください。

社会福祉審議会におきましては、社会福祉法等の規定に基づき５つの専門分科会及び14の部会を設けております。

まず、民生委員審査専門分科会ですが、民生委員の適否に関する事項を調査審議しており、

3年に1回の一斉改選時、及び民生委員法第11条に規定している民生委員の解職事項に該当する事案が生じた時に、開催しているところでございます。

次に、身体障害者福祉専門分科会と審査部会についてでございますが、身体障がい者手帳の交付を希望する方から申請があった場合は、各区の保健福祉センターにおいて、国が定める認定基準等に基づき、障がい認定を行い、身体障がい者手帳を交付しているところでございますが、認定基準に該当しない場合、あるいは、認定に疑義があるなど、各区保健福祉センターでは認定が困難なケースにつきましてはその内容に応じて、各審査部会に諮問しているところでございますが、その内容に応じた審議ができるよう10の部会を設置しております。

そのほか、手帳の申請時に必要な診断書を作成することができる医師の指定等・取消等に関してのご意見をいただいております。

なお、本分科会・部会は、医療分野を専門とする医師により構成しております。

なお、障害者基本法に基づき設置された「大阪市障がい者施策推進協議会」が、障がい者施策に関する総合的・計画的な推進に関する調査審議を行っているところでございます。

次に、高齢者福祉専門分科会は、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに策定するにあたり、計画に関する事項や、高齢者施策の推進、介護保険事業の円滑な実施や、認知症施策の推進等に関する事項について、ご審議いただいております。

組織の体系でございますが、高齢者福祉専門分科会の下には、「大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項等を調査審議する保健福祉部会」「大阪市介護保険事業計画に関する事項等を調査審議する介護保険部会」「認知症施策の推進及び円滑な事業の実施に関する事項を調査審議している認知症施策部会」の3つの部会を設置しております。

次の地域福祉専門分科会は、地域福祉に関する事項をご審議いただいております。

また、地域福祉専門分科会のもとには、地域福祉基本計画に関する事項を集中的にご審議いただく地域福祉基本計画策定・推進部会を設置しております。

最後に、社会福祉施設・法人選考専門分科会ですが、社会福祉施設の整備や社会福祉法人の設立等に関する事項の調査審議を行うために設置しております。

次に、ただいま会場参加のみなさまにお配りした「大阪市社会福祉審議会委員名簿」をご覧ください。

なお、ウェブでご参加のみなさまには事前に別途送付しております「審議事項（2）説明時に配布」と記載したファイルをご覧くださいますようお願いいたします。

まず1ページ目には、本日、ご参加いただいております委員の皆様をお願いいたします専門

分科会の所属について、事務局として案をつくらせていただいております。

2 ページ目からは、分科会・部会別の名簿もございます。

こちらには、専門分野ごとに委嘱しております、臨時委員の方々も含めまして、全体の委員構成がわかるよう掲載しております。

説明は以上になります。

よろしくお願いいたします。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

ただ今お話しをいただきましたそれぞれの部会ならびに皆さん方、先生方にご参加いただく部会等につきましてご説明いただいたわけですが、皆さん方から何かご意見ございますでしょうか？

いかがでしょうか？

ご承認いただくということでよろしいでしょうか？

どうもありがとうございます。

ウェブでご参加の皆さんもよろしいでしょうか？

ありがとうございます。

ご承認いただいたということにさせていただきます。

どうか皆さん方には委員としてお勤めいただくということで、よろしくお願いいたします
ということで、今日は新しく委員会が組織されたということで審議事項は2点でございますが、ただ今から報告事項に入っていきたいと思います。

報告事項の一番目でございますが、各専門分科会・部会の開催状況について 事務局から説明をお願い致します。

事務局（小谷福祉局総務部経理・企画課長）

福祉局総務部経理・企画課長 小谷でございます。

それでは私のほうから、各専門分科会、部会の開催状況についてご説明させていただきます。
着座にて失礼いたします。

資料2の1ページをご覧ください。

まず、民生委員審査専門分科会につきましては、今年度、調査・審議等すべき事案がなかつ

たために、開催実績はございません。

今後の予定といたしましては、解職の適否の判断を仰ぐ必要が生じた際に開催することとなりますほか、本年12月に民政委員の一斉改選が行われますため、9月頃に開催する予定となっております。

次に、2ページをご覧ください。

身体障害者福祉専門分科会、第1から第10審査部会につきましては、今年度11月末までの開催状況・審査件数を記載しております。

表の右下にありますとおり、審査件数は3,247件となっております。直近3年の同月11月までの実績と比較をいたしまして概ね横ばいの状況となっているところでございます。

次に3ページをご覧ください。

高齢者福祉専門分科会につきましては、令和6年10月9日に認知症施策部会を開催し、ご審議いただきました内容は記載のとおりとなっております。

今後の予定といたしましては、今月30日に分科会を2月から3月の間に三つの部会と分科会を開催する予定でございます。

次に4ページをご覧ください。

地域福祉専門分科会につきましては令和6年8月21日に地域福祉基本計画策定推進部会を、9月の12日に分科会を開催し、ご審議いただきました内容は記載のとおりとなっております。

今後の予定といたしましては、今月27日に部会を、2月から3月の間に分科会を開催する予定となっております。

次に5ページをご覧ください。

社会福祉施設法人選考専門分科会につきましては、今年度、調査審議等をすべき事案がなかったため、開催実績はございません。

今後の予定といたしましては、2月14日に分科会を開催し、ちょっと記載はございませんが、特別養護老人ホームの整備に係る案件と、児童の施設整備にかかる案件を審査する予定となっているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

よろしくお願い致します、

白澤委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、何か、ご意見、ご質問はございませんでしょうか？

いかがでしょうか？

ウェブでご参加の皆さんもよろしいでしょうか？

ないようでしたら、次の「報告事項の（２）計画の概要について」３計画分を事務局から説明をお願いしたいと思います。

これは、先ほども申し上げましたが、昨年度に作られた計画、去年の３月に作られた計画でございますが、新たに委員に入られた先生方にもう一度ご説明いただくということになります。資料３－１をご覧くださいと思います。

３計画を事務局からご説明いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

事務局（稗田福祉局生活福祉部地域福祉課長）

福祉局生活福祉部地域福祉課長の稗田でございます。

わたくしからは、第３期大阪市地域福祉基本計画の概要を説明させていただきたいと思えます。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料３－１をご覧ください。

資料左上「１ 計画の概要」でございますが、本計画は、各区における地域福祉を推進する取組をさらに強力に支援するとともに、権利擁護や人材の育成・確保など、各区に共通する課題や法・制度等への対応を市域全体で取組んでいくために策定しております。

高齢・障がいの計画と同様、令和６年度から８年度までの３年間を計画期間としております。

本計画は、区の実情や特性に応じて策定される各区の「地域福祉計画」と一体で、社会福祉法に定める市町村の地域福祉計画を形成しており、表にございますように、各区の計画は地域の実情に応じた取組について、本基本計画では、各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的なしくみや取組みを内容としております。

また、地域という視点から、保健・福祉の各分野別計画を横断的につなぐことで、年齢や性別などの違いに関わらず、すべての人の地域生活を支えることを目指しております。

続きまして、「２ 本市の現状・課題」をご覧ください。

現状と課題として、少子高齢化の進展であったり、地域福祉活動への参加について、関心がある方に比べ、参加状況が少ないなど、本計画に記載している統計データの一部を紹介してお

ります。

資料右側の「3 法・制度の動向と本市の方針」をご覧ください。

まず、国の動向といたしまして、現在、国では、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、いきがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現をめざし、法改正等が続いております。

中でも、社会福祉法については、市町村の努力義務と定められた「包括的支援体制の整備」にかかる手法の一つといたしまして、「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

また、本市の地域福祉基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく基本的な計画も兼ねていますので、国の第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定についてもご紹介しております。

本計画におきましては、こうした国の動向も踏まえ、下段の本市の方針を記載しております。

地域共生社会の実現に向け大事な要素である「地域づくり」と「相談支援体制の整備」を基本として、これまで進めてきた各分野におけるさまざまな取組について整理し、市全体で共通して取り組む事項に重点を置き、施策のさらなる充実を図ることとしております。

図を見ていただきますと、後ほどご紹介します、本計画の基本目標1が、左側の「地域づくり」、基本目標2が右側の「相談支援体制づくり」に当たります。また、その二つが重なる部分に、社会とのつながりを作る「参加支援」という考え方もあり、本市の方針としても、「地域づくり」と「相談支援体制の整備」の各取組を進めるに当たり、「参加支援」の視点をもって、取り組むこととしております。

また、成年後見制度の利用の促進につきましては、引き続き「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に取り組むとともに、市民後見人の養成・支援を強化することとしております。裏面をご覧ください。

「4 基本理念と基本目標」でございますが、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」という基本理念を実現するため、2つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに3つの施策の方向性を定めております。

「基本目標1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり」につきましては、「住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実」、「地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」、「災害時等における要援護者への支援」の3つの柱だてとしております。

とくに「住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実」では、世代や属性に関わらず、住民に地域での支え合い、助け合いの意識づくりや、地域福祉活動に参加するきっかけを

つくることが重要であると考えており、重点的な取組といたしましては、「地域福祉活動への参画促進」と「地域における見守りネットワークの強化」をあげております。

資料右側をご覧ください。

「基本目標 2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」については、「相談支援体制の充実」、「権利擁護支援体制の強化」、「福祉人材の育成・確保」の 3 つの柱だとしてしております。

ここでは、生活課題を抱えた方に対して、福祉専門職が支援していくことができる体制づくりというものが重要であると考えておりまして、地域において、だれでも、いつでも、なんでも相談ができて、適切な支援に結びつくような体制を全市的につくっていくことが大切であると考えております。

重点的な取組として、「複合的な課題を抱えた世帯への支援体制の充実」、「虐待防止に向けた地域連携の推進」「成年後見制度の利用促進」、及び行政職員を含めた「福祉人材の育成等」に取り組んでいくこととしております。

第 3 期地域福祉基本計画の概要説明については以上でございます。

白澤委員

引き続いて大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ご説明ください。

事務局（岸田福祉局高齢者施策部高齢福祉課長）

はい、福祉局高齢者施策部高齢福祉課長の岸田でございます。

わたくしからは資料 3-2、令和 6 年から 8 年を計画期間といたしました「第 9 期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の概要を説明いたします。

着座にて失礼します。

左上の「1 計画の策定について」でございます。

本市では、地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために 3 年を 1 期として本計画を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進することとしております。

その下、「2 大阪市の高齢者を取り巻く状況」でございます。

1 つ目のグラフ、本市の将来人口の推計でございます。

2040 年・令和 22 年には高齢化率が 30%を超えて、高齢者人口が伸びることが推計されて

います。

次にその下、「認知症高齢者数と第1号被保険者数の推移」でございます

グラフの下の方でございます四角の中にある数字は第1号被保険者数であり、65歳以上人口でございます。

この65歳以上の人口が、右端の2023年・令和5年まで、ほぼ、横ばいで推移してきましたが、棒グラフで表しています85歳以上人口は増加を続けてきており、また、線グラフで示しています認知症高齢者数が増加している状況でございます。

次にその下、「要介護認定者数の推移と推計」でございます。

要介護認定者数、各年度の棒グラフの一番上に記載している合計人数でございますが、2023年・令和5年までは、ほぼ、横ばいとなっていました、今後は、増加傾向にあることが推計されています。

次に右上の65歳以上の方がおられる世帯の状況でございます。

65歳以上の方がおられる世帯では、一人暮らしの割合が上昇傾向で推移しており、2020年・令和2年には45%となっており、全国平均の29.6%と比べて非常に高くなっている状況でございます。

次に「3 計画の基本的な考え方」でございます。

今後のさらなる高齢化社会の進展を見据えて、高齢者も他の世代と共に社会を支えていくという考え方を基本として、高齢者一人一人が地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現をめざしていきます。

このため、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進いたします。

また、将来の介護現場を支える人材の確保は、本市においても重要な課題でございまして、福祉・介護人材の確保、育成、定着につながる取組を推進いたします。

さらに、高齢者の自立を支援し、要介護状態の重度化防止を図り、介護保険制度の持続を確保する取組を深化・推進します。

これらを計画の基本的な考え方としています。

次に施策の体系でございます。

左に記載の4つの基本方針のもと、地域包括ケアシステムの推進に向けた右側の5つの重点的な課題に向けた取組を推進いたします。

裏面をご覧ください。

左上、「4 重点的な課題」の内容でございます。

先ほどの施策の体系を具体的に記載したものです。

左端縦書きの5つの重点的な課題に対する個別の施策と具体的取組の抜粋です。

まず1つ目の左端の「地域包括システムの推進体制の充実」でございますが「在宅医療・介護連携の推進」に引き続き取り組むとともに、地域包括支援センターの機能強化等を図ります。

また、地域における見守り施策の推進を図るとともに、総合的に相談支援ができる体制づくりを進めます。

2つ目の「認知症施策の推進」ですが、認知症の理解を深める普及啓発を行うほか、認知症初期集中支援チームの活動などに取り組みます。

3つ目の「介護予防・健康づくりの充実・推進」でございますが、生活習慣病予防と介護予防を総合的に推進していくこととしております。

介護予防の施策の方向性と取組につきましては、後ほど、ご説明いたします。

4つ目の「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたサービスの充実」です。

介護予防・生活支援サービス事業の充実に向けての取組や福祉・介護人材の確保・育成に取り組めます。

5つ目、「高齢者の多様な住まい方の支援」でございますが、特別養護老人ホームの施設整備等を進めてまいります。

次は右側の「5 自立支援・重度化防止等に係る取り組み内容と目標の一部抜粋」でございます。

次にその下、「6 介護保険給付にかかる費用等の見込み及び介護保険料」です。

後期高齢者の増加により、要介護認定者数が増えるため、介護サービスの給付費の増が見込まれておりますことから、月額 9,249 円となり、第8期と比べ 1,155 円、14.3%の上昇となっております。

説明は以上でございます。

白澤委員

はい、どうもありがとうございました。

最後ですが、「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」

の説明です。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい者施策部障がい福祉課長の三浦でございます。

「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の概要についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料3-3に沿ってご説明させていただきます。

まず「1 次期計画の位置づけ」でございますが、本市では、障がい者施策を総合的に推進する観点から、3つの計画を一体的に作成しております。

ひとつめの障がい者支援計画につきましては、障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本的な方向性を示す中長期の計画として策定しており、本市におきましては、計画期間を6年間とし、令和11年度までとしております。

次の障がい福祉計画および障がい児福祉計画につきましては、それぞれ、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく計画として、必要なサービス見込量等を定めるものでございまして、計画期間は3年間とされており、令和8年度まででございます。

続きまして、「2 次期計画策定で考慮したこと」でございますが、この間の法改正の状況としまして、医療的ケア児支援法や、情報アクセシビリティ法など、新たな法律のほか、障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正などの内容を盛り込んでおります。

また、障がい福祉計画および障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき作成することとされており、資料にお示ししております1から7の項目について、成果目標を設定しております。

続きまして、資料右には計画策定に先駆けまして、令和4年度に実施した障がい者等基礎調査について、調査結果から見てきた課題のうち、「災害時の対策」「親なき後の支援」「引きこもりがちな人への支援」「人材の確保・定着について」抜粋して4点をお示しさせていただいております。

続きまして、資料の下、計画の「基本理念・基本方針」の部分ですが、本計画では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす」といった障害者基本法の基本理念にのっとりまして、右端に記載をしております3つの基本方針のもと、各施策を推進していくこととしております。

続きまして、資料裏面にまいりまして、障がい者支援計画の各論でございます。

それぞれのテーマに沿って、具体的な取組を記載しておりまして、今回新たに盛り込んだ内容には、下線を引いております。

まず、第1章ですが、障害者差別解消法改正を踏まえた、障がい理解にかかる周知・啓発などの取組強化について記載をしております。

この差別解消にかかる取組は、前計画では第2章にございましたが、障がい者差別の解消を

はじめとする障がいへの理解促進が、すべての障がい者施策の根幹にあるとの考え方に立ちまして、今計画より第1章のひとつめに引き上げたものでございます。

また「2 情報・コミュニケーション」には、意思疎通に関する支援や、情報通信機器の利用促進などについて記載しております。

続きまして第2章では、「1 権利擁護・相談支援」としまして、基幹相談支援センターにおける地域の人材育成や支援体制づくりの取組のほか、新たに、精神科病院における虐待について、精神保健福祉法において通報制度が規定されることを受けまして、その対応や未然防止について記載しております。

また、その下の「3 スポーツ・文化活動等」では、新たな長居障がい者スポーツセンターの整備について記載しています。

次の第3章では、地域生活への移行に関する章となっております、「1 入所施設からの地域移行」については、地域の受け皿としてのグループホームの整備や支援体制の充実、また、入所施設が担う役割や機能についての検討などについて記載をしています。

「2 精神科病院からの地域移行」については、新たに入院者訪問支援事業の実施や、関係者との協議等について記載しております。

次の第4章は、保育・教育や就業について、インクルーシブ教育システムの充実や、就労支援の質の向上などについて記載しており、第5章につきましては、おもにバリアフリーや安全に関する施策について、生活環境、安全安心と二つに分けて記載をさせていただいており、つづきます第6章には、保健・医療分野の取組を記載させていただいております。

つぎに、「6 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」でございますが、先の説明でも触れましたが、国の基本計画をもとに、成果目標や、福祉サービスの見込量を定めるものでございまして、(1) 成果目標につきましては、新たに設定した項目には、頭に新と記載をさせていただいており、「3 地域生活支援の充実」では、強度行動障がいのある人の支援ニーズの調査等や支援の実施、「6 相談支援体制の充実・強化等」では、地域自立支援協議会での個別事例の検討などがございます。

続きます(2)は、それぞれの障がい福祉サービスの見込量の一部を抜粋したものとなっておりますが、横に参考としてお示ししている障がい者手帳所持者数の増をひとつの背景としまして、サービスの利用についても増加していくものと見込んでおります。

これらを含め、障がいのある人の支援ニーズは、今後も、一層増加することが見込まれるとともに、障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しており、本市におきましては、本計画にもとづき、あらゆる側面からの取組を総合的に推進し、地域において安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

説明につきましては以上でございます。

よろしくお願いいたします。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

高齢と障がいと地域の３つの計画が４月１日から昨年の進められているわけですが、この計画について説明いただきましたが、何かご質問、あるいはご意見ございますでしょうか？

いかがでしょうか？

ウェブでご参加の皆様もよろしいでしょうか？

ないようでしたら、次の報告事項に移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか？

次の報告事項は、「大阪市こども計画」の策定等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（中村こども青少年局企画部企画課長）

こども青少年局企画部企画課長の中村でございます。

わたくしの方からは「『大阪市こども計画』の策定等」につきましてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

こども青少年局では、今年度「大阪市こども計画」の他計４つの計画の策定を行っております。

この間、当局所管の審議会でございます「こども・子育て支援会議」および「児童福祉審議会」で議論を重ねてまいりましたので、本日は「こども計画」を中心に、この間の経過と基本的な考え方についてご報告させていただきます。

資料４の１ページをご覧ください。

「こども計画策定の背景」でございます。

２つ目の矢羽根の３行目後半に記載がございますが、これまで、本市では「大阪市こども・子育て支援計画」という５か年計画を策定しまして、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。

現在、第２期の計画期間中ですが、令和６年度末までと期限が迫っているため、令和７年度以降の次期計画の策定が必要となっております。

そうした中、３つ目の矢羽根にございますとおり、令和５年４月に、こども施策を社会全体

で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である、「こども基本法」が施行され、同年 12 月には、少子化社会対策大綱、こども・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困対策に関する大綱をひとつに束ね、こども施策に関する基本的な方針等を定めた、「こども大綱」が閣議決定されました。

市町村は、国の「こども大綱」および「都道府県こども計画」を勘案し「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

そのため、次期計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と位置付けまして、本市としましては、「こども・子育て支援計画」と「こどもの貧困対策推進計画」を含む、1 ページ下段にございます記載の計画を一体のものとした計画を、「大阪市こども計画」として策定するため、今年度に作業を進めてきたところでございます。

2 ページをご覧ください。

大阪市こども計画の計画期間と対象をお示ししております。

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から、令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間といたします。

計画の対象は、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象とします。

第 2 期計画におきましては、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象としておりました。

こども大綱では、青年期を含むこども全体を表現する場合は「こども・若者」と表現しており、また、子育て家庭という単位ではなく、子育てする個人としての当事者の視点に立って作成されておりますことから、本計画においても、こども大綱を勘案して表現を修正するものですが、第 2 期計画と比べまして、計画全体の範囲が変わることはございません。

資料 3 ページをご覧ください。

大阪市こども計画の関連計画を記載しております。

本こども計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しておりますが、先ほどそれぞれご報告のございました福祉関係など関連するほかの計画につきましては、整合性を図りながら、相互に協力・連携を図ってまいるということになっております。

この中のうち、「こども計画」と、太線で囲っております「ひとり親家庭等自立促進計画」と「社会的養育推進計画」が、先ほど少し触れさせていただきました「こどもの貧困に関する計画」、この四つが、こども青少年局所管の計画でございまして、令和 7 年度以降の次期計画を策定するタイミングとなっております。

この間、「こども計画」および「ひとり親家庭等自立促進計画」につきましては、「こど

も・子育て支援会議」において、「社会的養育推進計画」は「児童福祉審議会」において審議を行って参りました。

現在、12月27日から1月27日まで、計画素案のパブリックコメントを実施しております。

その後、意見反映等を経まして、本年3月末までに計画策定をする予定となっております。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

「こども・若者の審議会への参画について」でございます。

こども基本法第11条の規定により、自治体において、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされております。

これを受けまして、国や大阪府におきましても、こども施策に関する審議会にこども・若者の当事者を参画させているところです。

資料5ページをご覧ください。

本市におきましても、この間、こども施策について、「思っていること」「感じていること」などの声を聴くため、「こども・若者の声」を募集し、フィードバックを実施しております。

さらに、先程説明しました各種計画策定に当事者の意見を反映させるため、「こども・子育て支援会議」に審議会委員としてこども・若者委員にご参画いただきました。

また、ここに記載はございませんが、「社会的養育推進計画」の策定の審議をいただいている、「児童福祉審議会」の「社会的養育専門部会」には、社会的養護経験者に臨時委員としてご参画いただいているところございまして、今後、「こども・子育て支援会議」に加えて、「児童福祉審議会」の親会にも、当事者であるこども・若者委員の参画を検討してまいります。

ご報告は以上でございます。

よろしく申し上げます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

「『大阪市こども計画』の策定」につきましてご説明いただいたわけですが、何かご質問等ございませんでしょうか？

いかがでしょうか？

ウェブでご参加の皆さんもよろしいでしょうか？

ないようでしたら、次の報告事項（4）ですが、「介護予防施策の方向性について」事務

局から説明をお願いします。

事務局（永石福祉局高齢者施策部認知症施策担当課長）

高齢者施策部認知症施策担当課長の永石でございます。

高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくりに向けて、介護予防施策の方向性について、介護予防推進プロジェクト会議にて検討を行いましたので報告いたします。

資料5をご覧ください。

着座にて失礼いたします。

「資料5 介護予防施策の方向性について」をめぐっていただけましたら、介護予防推進プロジェクトチーム会議の次第となっております。

この会議は12月2日に開催いたしております。

介護予防推進プロジェクトチーム会議の主な出席者は、市長をリーダー、副市長をサブリーダーとし、区長会議福祉・健康部会の平野区長・都島区長と市民局長・健康局長・福祉局長、外部の有識者等となっております。

次第の議事のところでございますように、大阪市の介護予防等に関する現状と課題、令和7年度介護予防施策の方向性と取組（案）について議論いたしました。

長辺のところにありますP3と小さな数字になりますけれども、資料1のところから順次説明させていただきます。

P3、3ページからは、現状データとそれに基づく課題を示しています。

それぞれのところをご覧くださいまして、纏めておりますのが、この課題につきましては、小さいP14、大きな数字でいきますと右下に12と入ったところに纏めが掲載されております。

将来的にも大幅な高齢者人口増加、高齢化率の上昇の見込みということで、いつまでも元気に暮らすことができるよう、これまで以上に介護予防に取り組むことが重要であることが明らかになっております。

その他にも世帯や要介護等認定状況、介護介助が必要になった原因、高齢者の意識・行動について纏めていきます。

次に、「資料2」のところからは、令和7年度の介護予防施策の方向性と取組みになっておりまして、小さな数字で言いますとP15のところになります。

めぐっていただきましてP17のところは「現在の介護予防に資する主な取組み」になっていきます。

また、18 ページをご覧ください。

右下のところが「資料2」の中では4と記載されたところになりますけれども、こちらが「現在の介護予防の取組みの課題と方向性」になります。

「これまで介護予防にあまり関心がなかった人」や「特段の理由なく介護予防活動に取り組んでいない人」等へ、簡易性、関心度、インパクト、タイミングなどに着目した重点的な取組を下にございます、「知る」「始めてみる」「楽しむ」「広げる」の4つの柱で進めることとしています。

小さなP19 となった次のところがございますけれども「主なターゲット」を真ん中のところ「介護予防に取り組んでいない理由」のところから右手の側の「ターゲット層」のところをご覧くださいいただけたらと思うんですけれども、「介護予防を知る」というところは65歳以上の市民の約67万人、「介護予防を始めてみる・介護予防を楽しむ」というところでは65歳以上で要介護等認定を受けていない市民のうち、介護予防活動を行っていない約20万人、(4)の「介護予防を広げる」では65歳以上で要介護等認定を受けている市民約19万人を主なターゲットと想定して推進して事業を進めてまいりたいというふうに考えたところでございます。

最後のページにございます、20 ページをご覧ください。

介護予防の更なる推進事業のイメージです。

(1) 介護予防を「知る」では、知らないと始まらないとし、「介護予防の基本を知っていただけるよう」ガイドブック等による啓発や「場を知っていただく」ための通いの場マップ等による見える化、「自分自身の身体の状態を知っていただく」フレイルチェックや聞こえチェック等の充実など、です。

(2) 介護予防を「始めてみる」は、いつでも、今からでもとし、「一人で気軽に」始めていただけるようアスマイルを活用したウォーキングの促進や、「みんなで一緒に」始めてみる教室メニューの充実、「始めるきっかけ」をつくる聞こえのサポートや活動へのお誘いなど、になります。

(3) 介護予防を「楽しむ」につきましては、今日どこ行こ、明日何しよということで、「多様なメニューを楽しむ」イベント参加やトレーニング、社会参加の促進などを考えているところでございます。

(4) 介護予防を「広げる」は、民間の頑張りを応援、広げていこうとしておりまして、「利用者の選択に役立つ介護事業者の様々な取組の紹介」などになります。

外部有識者の方からは、大阪市は転倒骨折を原因として介護が必要となっている方が多いこ

とから筋力やバランストレーニングを合わせた複合的なトレーニングによる転倒予防の必要性や「参加したくない方」の参加への工夫・介護予防を自分ごととして捉えてもらうことの重要性等のご意見をいただいたところでございます。

これらのイメージを持ちまして、事業を進め、介護予防事業への参加率の上昇、将来の健康寿命の延伸をめざしてまいりたいと思います。

以上でございます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございました。

「介護予防施策の方向性について」大阪市で検討された報告でございますが、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか？

いかがでしょうか？

ウェブでご参加の皆さん方いかがでしょうか？

よろしいでしょうか？

ないようでしたら、次の報告事項に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか？

次の報告事項は大阪市手話に関する施策の推進方針の改訂について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（三浦福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

福祉局障がい者施策部障がい福祉課長の三浦でございます。

着座にて失礼いたします。

私のほうからは大阪市手話に関する施策の推進方針の改訂について、ご説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

まず「1 大阪市手話に関する施策の推進方針について」でございますが、大阪市では、平成28年1月に、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を制定し、これに基づき、大阪市手話に関する施策の推進方針を策定しております。

この推進方針は、3年ごとに見直すこととしておりまして、今回、令和6年10月に3回目の改訂を行ったものでございます。

次の、「推進方針の内容」でございますが、「手話への理解の促進及び手話の普及」、「手話による情報取得」、「手話による意思疎通の支援」、「手話を必要とする人への相談支援」の4つの項目に分けて、それぞれの具体的な取組について記載をしております。

「2 今回の改訂」でございますが、改訂に際しましては、学識経験者や関係機関、当事者などが参画する検討会議を開催し、改定案へのご意見をいただきながら、進めてまいりました。

「改訂のスケジュール」をご覧くださいまして、2回の検討会議のあと、9月に区役所との連携としまして、福祉・健康部会等を通じて区からの意見聴取を行い、そのあと、障がい者施策に関する審議会であります「大阪市障がい者施策推進協議会」において説明を行ったのち、10月の公表と進めてまいりました。

また、資料の一番下には、各所属における主な取組について掲載させていただいております。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。

「2 今回の主な改訂の内容」でございますが、まず、令和4年に施行されました法律、「障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法」の施行について、新たに追加をさせていただいたうえ、それぞれの項目ごとの主な取組といたしましては、「1 手話への理解の促進及び手話の普及」におきましては、イベント等を通じた啓発としまして、令和4年度から実施しております9月23日の「手話言語国際デー」における市役所本庁舎等のブルーライトアップにかかる取組や、東京2025デフリンピック、これは聴覚障がいのある方のスポーツの国際イベントになっておりますが、こちらや、大阪・関西万博等の機会を活用した啓発などについて記載をしております。

つぎの、「2 手話による情報取得」では、区役所におけるタブレット端末による遠隔手話通訳の利用促進等を追記し、次の「3 手話による意思疎通の支援」では手話通訳者の派遣等にかかる取組みの充実、「4 手話を必要とする人への相談支援」では、聴覚障がい児とその家族への支援等について追記をしております。

今回は、時間の都合上、おもな改訂内容を中心にご紹介をさせていただきましたが、推進方針の概要につきましては、続きます1枚ものの資料の概要にまとめさせていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

手話は、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段のひとつとして非常に重要なものであり、本市におきましては、今回改訂しましたこの推進方針に沿って、今後3年間、各所

属における取組を進めてまいります。

説明につきましては以上でございます。

白澤委員長

はい、どうもありがとうございます。

「大阪市手話に関する施策の推進方針」の改訂について、ご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか？

いかがでしょうか？

ウェブ参加の皆さん方いかがでしょうか？

それではこれで「大阪市手話に関する施策の推進方針」の改訂についてのご質問は締めたいと思います。

去年はずいぶん色々なご意見をいただいたのですが、ずいぶん順調に進んで1時間でここまで参ったわけですが、何か全体を見てもう一度何かご質問、ご意見ございましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか？ございませんでしょうか？

ウェブの皆さん方もよろしいでしょうか？

いかがでしょうか？

それではなかったら、ずいぶん時間は早く進んでいるのですが、ほかにご意見やご質問はございませんでしょうか？

ないようでしたら、最後に、「その他」といたしまして、本日の皆さんの意見なにございませんということで、本日の予定しておりました案件はすべて終了とさせていただきたいと思います。

委員の皆さん方には、どうもありがとうございます。

それでは、事務局へ進行役をお返しします。

事務局（明日福祉局総務部経理・企画課長代理）

白澤委員長ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、また長時間にわたりご参加いただき、ありがとうございました。

ご意見など、お気づきの点などございましたら、後日にでもけっこうでございますので、メ

ールなりファックス等にてお知らせいただけましたら幸いです。

また、配布資料がお荷物になる場合は、郵送いたしますので、職員にお申し出ください。

それでは、これをもちまして、本日の社会福祉審議会 総会を終了させていただきます。

次回の総会は、令和7年度末の開催を予定しております。

ウェブでご参加の皆さまは、ご退出いただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。